

平成27年度第5回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成27年8月10日(月) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2・第3会議室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	1番	竹内 明子	2番	岡田 孝明
	3番	多内 茂	4番	横山 和男
	5番	岡本 達眞	7番	宮本彰太郎
	8番	東口 守夫	12番	木下祐一郎
	13番	山崎 儀章	14番	岩見 正明
	15番	古井 淳二	16番	田中 正則
	17番	鎌谷 一也	19番	木原君太郎
	20番	有岡 正裕	21番	安藤 博子
	22番	澤田 俊雄		

4. 欠席委員 3名

6番	勝原貴美恵	11番	橋本金次郎
18番	谷口與理幸		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
農地法施行規則該当転用届について
公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告
について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第8 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当する
か否かの判断について
- 第9 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局

先ほど会長から5分ほど遅れるとの連絡がありました。現在の出席者数は18名です。定足数に達していますので、平成27年度第5回八頭町農業委員会を始めたいと思います。

会長が不在ですので、八頭町農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、議長を田中喜一郎職務代理にお願いします。

議長（田中喜
職務代理）

会長が遅れられるとのことですので、来られるまで議長をします。日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7番宮本彰太郎委員、8番東口守夫委員にお願いします。次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（田中喜
職務代理）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

それでは、報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は3件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は1件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用の件

今月は3件です。200㎡未満の農作業道と資材置場、農業用倉庫です。農振農用地区域の協議も終わっており問題なしということで受理しました。

報告4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

（会長出席）

議長（会長）

遅れて申し訳ありません。議長を交代します。この件につきまして質問意見はありますでしょうか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）	<p>続きますして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号 受付番号10-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件 受付番号10-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 福本地内1筆、池田地内7筆 台帳地目 田、現況地目 田、池田地内2筆の農地は台帳地目 畑、現況地目 畑 合計面積12,481㎡です。</p> <p>贈与による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人譲渡人は親子であり、親から子へ一括贈与されるということで、今回の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はコンバイン、トラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。</p> <p>譲渡人は保有している農地を全て耕作してこられましたし、贈与後は譲受人が引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>次に農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、189アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、15番古井委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
古井委員	<p>今までも同じ世帯と一緒に農業をされてきていますので、問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第2号 受付番号 3-1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。</p> <p>農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ送達することについて意見を求めるものです。受付番号 3-1 について説明します。</p> <p>土地の所在地 明辺地内1筆 台帳地目 田、現況地目 田 面積 995 m² 植林を目的とする転用です。</p> <p>場所は、議案書の4ページから6ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、獣被害がひどく耕作できないため植林したいとのことでした。本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当します。許可根拠ですが、周辺の農地に影響なしです。資力及び信用についてですが、資力は銀行預金通帳の写しにより確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。</p> <p>申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、農振除外等の協議は終了しており問題ないと考えます。</p> <p>申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。</p> <p>農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、周囲の農地は遊休農地化しており</p>

ますので、影響はないと思われま

また、集団の農地を分断することもないので該当しないと考

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、6番勝原委員に事前調査をお願いしていま

事務局 勝原委員からは、「周辺農地への影響もなく問題ないと考える。」と

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議

続きまして日程第5 議案第3号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明について
農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明

受付番号4-1について説明します。

土地の所在地 橋本地内2筆 台帳地目 畑 現況地目 畑
面積 624㎡と 341㎡ 合計 965㎡。

場所は、議案書の8ページから10ページに図面を付けていますが、橋本集落内の農地になります。

理由につきましては、1筆は昭和57年月日不詳より居宅を新築し、現在は宅地として利用されていますし、もう1筆についても、昭和48年月日不詳より居宅を新築し宅地として利用しているとのことです。

	<p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障が無いと考えます。</p> <p>現地確認を、安藤委員、谷口委員、田中洋司委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、事前調査を21番安藤委員にお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
安藤委員	<p>1筆については、居宅を建築した際にコンクリート舗装をしており、宅地の一部となっています。もう1筆も、庭木が植えてあり宅地の一部となっています。農地には戻りませんので、非農地で問題ないと考えます。</p>
事務局	<p>議案書の現況地目が畑となっており、先ほどの説明も現況地目 畑と説明しましたが、宅地の間違いですので訂正をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について</p> <p>八頭町長から平成27年7月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の11、12ページをご覧ください。</p> <p>今月はすべて新規の8件です。面積は、田16,384㎡ 畑2,770㎡ 合計19,154㎡です。</p> <p>8件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
議長（会長）	<p>受付番号187-1から194-8について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。</p>

委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 187-1 から 194-8 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、受付番号 2-1 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>受付番号 2-1 申請地 下峰寺地内 2 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,851 m²の内 3.7 m²と 2,750 m²の内 346.31 m²合計 250.01 m² 目的は、住宅建築です。</p> <p>理由につきましては、自宅の離れが県施行の私都川河川改修工事の支障となるため、自宅に隣接する農地に移転したいとのことです。</p> <p>場所は、14～16 ページに図面を付けています。</p> <p>この農地は、ほ場整備された一団の農地にある第 1 種農地ですが、申請地は一連の農地の一番端に位置しており、農地が分断されることはなく農地の集団化を損なう恐れはありません。また、既存の道路・水路等の変更はないことから、周辺農地へ利用上、農業上の支障を及ぼす恐れもありません。既存施設の拡張ということで転用許可要件に当てはまり、除外後は転用可能な農地と考えます。</p>
議長 (会長)	この案件は、24 番田中喜一郎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中喜委員	8 月 1 日に申請人の父親に面会し話を聞きました。問題ないと考えます。早く許可して欲しいとの要望がありました。

議長（会長）	意見・質問はありませんか
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 3-2 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 3-2 申請地 船岡地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 2,401 m² 目的は、駐車場及びデイサービス施設です。 理由は、申請地に隣接する小規模特別養護老人ホームに併設する形で機能訓練等のリハビリを行う老人デイサービス施設を建設し、併せて両施設の職員及び利用者等の駐車場を整備したいとのことです。 場所は、14、17、18 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 19 ページに付けています。 この農地は、ほ場整備された一団の農地にある第 1 種農地ですが、申請地は一連の農地の一番端に位置しており、国道と農道により周囲の農地から分断されていますし、既存の道路・水路等の変更はないことから周囲の農地に及ぼす影響が最も少ないと判断されます。 公益性が高い事業ということで転用許可要件に当てはまり、除外後は転用可能な農地と考えます。</p>
議長（会長）	この案件は、17 番鎌谷委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
鎌谷委員	<p>申請地の北側には、小さな筆がかたまっている農地がありますし、東側には、ほ場整備外の農地があります。申請地は、ほ場整備された優良農地ですので、所有者の方の同意が得られなかったと聞いてはいますが、北側もしくは東側の農地の方が良かったのではないかと思います。</p> <p>現在の農業情勢から考えると、今後、売れるものなら農地を売りたいと考える方が増えてくるとは思います。売って転用されてもよい地域、優良農地として守っていく地域を農業委員会としても考える必要があります。</p> <p>今回のケースは、許可もやむを得ないと考えますが、国道側に水路</p>

の取水口がありますので支障のないように、との意見を付けていただきたい。

また、事務局への要望ですが、この申請が提出された段階で相談をしていただきたかったです。

議長（会長） 意見・質問はありませんか

安藤委員 駐車場ということですが、西側の農道からの出入りは営農に支障を来すと思われまますので、国道からの出入りが望ましいと考えます。

横山委員 農道と駐車場を兼ねるといようなことも無きにしもあらずですから、転用の際にはきちんと詰める必要があります。

鎌谷委員 おそらく、フェンスをするのではないかと考えますが、残った法面の管理等の問題もあります。

事務局 農振除外の申請段階ではこのような計画図面ですが、転用申請の際にはもっと詳しい図面が提出されますので、さらに詳細に審議していただくことになります。

また、今後、大きな案件が提出されましたら、担当農業委員さんへ連絡したいと思えます。

議長（会長） 農業委員会として、優良農地ではなく、東側のほ場整備外の農地や北側のほ場整備の残地のような農地の利用を考慮していただきたかった、ということと、取水口に支障をきたさないこと、出入りは農道からでなく国道側からが望ましいとの意見を付して回答するというところで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。

以上で、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第8 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号 耕作放棄地の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。

委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査の結果を

基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。

これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。

議案書21、22ページをご覧ください。

今回は、野町地域の農地を審議対象地としております。合計筆数は46筆 面積は16,389.91㎡です。

今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を行い、農地台帳から削除する予定です。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。

以上で日程第8 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。続きまして、日程第9 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●7月審議の転用案件について
●利用意向調査書について
●平成28年度視察研修について

次回 委員会は、9月11日（金）午後1時30分から船岡地区公民館で行います。以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第5回農業委員会を終了します。

終了（14時30分）